平成２７年（フ）第１３９号
熊本市中央区帯山５丁目37番14号　華コーポ201号
債務者　橋元　久美
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２７号
富山市町村72番地１
債務者　羽廣マリ子
1　決定年月日時　平成27年４月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月11日まで
富山地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第１０５９号
大阪市東成区大今里南３丁目１番２―101号
債務者　清水口裕香
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月23日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１２９０号
大阪府吹田市千里山西４丁目33番38号
債務者　安積　克己
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月19日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第７２号
静岡県浜松市中区佐鳴台６丁目３番18号　医療法人社団曙会佐鳴湖病院、住民票上の住所静岡県浜松市中区住吉２丁目７番707号　住吉カトレアマンション
債務者　柴田　和彦
1　決定年月日時　平成27年４月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成27年５月29日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２７年（フ）第１９８号
東京都多摩市関戸２丁目５番地の８リバーサイドビレッジ202
債務者　柴田満紀子
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第１９５号
東京都あきる野市草花1202番地53
債務者　児玉　春子
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月４日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２４５号
横浜市旭区柏町６番地３　サンヒルズ柏Ａ101
債務者　田邨　茂樹
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４１７号
神奈川県大和市鶴間２丁目１番７号　第１北信ビル202号
債務者　鈴木　　孝
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４４３号
横浜市鶴見区馬場１丁目10番６号　フラットいずみＢ―202
債務者　桑原絵理香
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４４４号
神奈川県綾瀬市上土棚中３丁目２番39号　鈴木アパート１Ｆ１号
債務者　古鍛治英司
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第４７０号
横浜市旭区本村町85番地２　ヒルズ二俣川101号室
債務者　藏田　加奈
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１８０号
東京都小金井市桜町３丁目６番22号ユーエムイーＢ101
債務者　鈴木　栄次
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第２０８号
東京都武蔵村山市残堀２丁目42番地の１コーポたつみ203号
債務者　川口　恵二
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月５日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月５日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２７年（フ）第３４４号
横浜市瀬谷区竹村町７番地３
債務者　千葉　公男
1　決定年月日時　平成27年４月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年６月９日まで
5　免責審尋期日　平成27年６月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部